（略）	（略）
第八十六号	二十八万千円
第八十九号	二十八万千円
第九十号	二十八万千円
第九十四号	二十八万千円
第九十五号	四十二万二千円
第九十九号	二十八万千円
第百四十七号	三百十八万三千円

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十九号	七十九万六千円
第三号及び第八十九号	四十二万二千円
（略）	（略）
第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第百四十五号	六十万九千円
第二十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第百四十五号	六十万九千円
第三十号、第四十三号、第五十三号、第六十号及び第百四十五号	六十万九千円
（略）	（略）
第五十九号及び第百三十四号	六十万九千円
第六十号及び第百三十四号	六十万九千円
第七十七号、第七十八号及び第八十一号	四十二万二千円
第百三十四号及び第百四十五号	六十万九千円

（略）	（略）
第八十五号	二十八万千円
第八十八号	二十八万千円
第八十九号	四十二万二千円
第九十三号	二十八万千円
第九十四号	四十二万二千円
第九十八号	二十八万千円
第百四十六号	三百十八万三千円

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三号、第五号及び第八十八号	七十九万六千円
第三号及び第八十八号	四十二万二千円
（略）	（略）
第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第百四十四号	六十万九千円
第二十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第百四十四号	六十万九千円
第三十号、第四十三号、第五十三号、第六十号及び第百四十四号	六十万九千円
（略）	（略）
第五十九号及び第百三十三号	六十万九千円
第六十号及び第百三十三号	六十万九千円
第七十六号、第七十七号及び第八十号	四十二万二千円
第百三十三号及び第百四十四号	六十万九千円